

教授会は学長の諮問機関になったのか？

学校教育法第93条の再検討（2-2）

高 津 芳 則

もくじ

はじめに

1. 2014年学校教育法「改正」についての評価

(1) 簡略な経緯

(2) 『日本教育法学会年報』第44号2015年から

(3) 『日本教育法学会年報』第45号2016年から

(4) 学説動向

(4)－1 光本説に近い学説

(4)－2 丹羽説に近い学説

2. 学教法「改正」と施行過程における対立

(1) 中教審大学分科会における対立

(1)－1 第116回大学分科会（2013年12月24日）

(1)－2 第117回大学分科会（2014年2月12日）

(2) 法改正担当の文科省事務局の抵抗

(3) 「大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議」における対立

(4) 文科省施行通知の問題

(4)－1 矛盾（？）

(4)－2 明白な誤り

3. 学教法「改正」をどう考えるか－審議機関・諮問機関・決定機関－

(1) そもそも教授会は決定機関だったのか

(2) 国は教授会の人事権を1960年代に否定した

まとめ

(1) 戦前の学校慣習法としての大学の自治・教授会自治

(2) 学教法改正第93条の解釈

（以上、76巻1号）

補論A 2014年学教法改正と憲法の教科書（主なもの）

（以下、本号）

補論B 教授会は「合議制の機関」

補論C 私学の教授会と人事権・学問の自由－判決の評価をめぐって

補論A 2014年学教法改正と憲法の教科書（主なもの）

憲法第23条（学問の自由）は、もちろん修正あるいは削除されていない。しかし、2014

年学教法改正により、教授会が学長の諮問機関になったという法解釈が直ちにおこなわれた（別冊法学セミナー No. 237『新基本法コンメンタル教育関係法』2015年。学教法第93条解説。石川多加子執筆）。

それでは、憲法の教科書が第23条の解釈において、2014年学教法改正問題にふれているのかどうか、もし言及しているのであればどのように解釈しているのかを以下に整理してみる。

1. 2014年学教法改正にふれる憲法の教科書（23条）

- A 長谷部恭男編『注釈日本国憲法（2）国民の権利及び義務（1）』

有斐閣コンメンタル2017年

- B 渋谷秀樹『憲法』[第三版] 有斐閣2017年

- C 佐藤幸治『日本国憲法論』[第2版] 成文堂2020年

- D 加藤一彦・坂口正二郎・只野雅人／編著

『フォーカス憲法－事例から学ぶ憲法基礎－』北樹出版2020年

- E 柳瀬昇『憲法』新世社2023年

- F 渡辺康行・穴戸常寿・松本一彦・工藤達朗『憲法Ⅰ』（第2版）

日本評論社2023年

2. 2014年学教法改正にふれない憲法の教科書（23条）

永田秀樹・倉持孝司・長岡徹・村田尚紀・倉田原志著『講義・憲法学』

法律文化社2018年

右崎正博・加藤一彦・石川多加子・小林直樹著『事例で学ぶ憲法』[第2版]

法学書院2018年

辻村みよ子『憲法 [第7版]』日本評論社2021年

樋口陽一『憲法 [第4版]』勁草書房2021年

松井茂記『日本国憲法 [第4版]』有斐閣2022年

花見常幸／藤田尚則『憲法』[第3版] 北樹出版2022年

長谷部恭男（新法学ライブラリー2）『憲法』[第8版] 新世社2022年

君塚正臣『憲法』成文堂2023年

芦部信喜・高橋和之補訂『憲法』[第8版] 岩波書店2023年

3. 2014年学教法改正にふれる憲法の教科書（23条）の記述抜粋

- A 長谷部恭男編『注釈日本国憲法（2）国民の権利及び義務（1）』

有斐閣コンメンタル2017年

一見したところ、学長等の決定に「意見を述べる」ことに教授会の権限を限定しようとするかに見えるこれらの条項についても、各大学の個性を尊重しつつ、「効率的」大学経営を追求するあまり研究者集団の自律性を損なうことのないよう、教授会の意見を尊重する運用を行うことが本条（憲法第23条）の趣旨に適う。（489頁）（長谷部恭男執筆）

- B 渋谷秀樹『憲法』[第三版] 有斐閣2017年

学長および副学長の権限が強化された（同法92条4項）。教授会が改正前に有していた重要事項の審議権（同法旧93条1項）は縮小されて、（略）これらについて、教授会は、単に意見を述べることができるに過ぎない事項となった。この改正によって、教授会がもつ人事権・予算権も学長が教授会から剥奪できる根拠が創設され、戦前の諸事件の結果保障されることになった大学の自治は、侵食される危機に直面することになった。人事権・予算権を中核的内容とする大学の自治を制度的保障と解する通説からすると、今後の運用次第で、この改正は違憲とされる可能性が大きい。（445頁）

C 佐藤幸治『日本国憲法論』〔第2版〕成文堂2020年

大学の校務に最終責任を負う者（学長）が最終的決定権を行使する姿にするという考えがあるようであるが、その根底には大学運営・経営の「効率化」を図らんとする意図が存することは否定し難い。（略）私立大学も含めて大学のあり方を考えた場合、最終的決定権者をどのように位置づけるかは、基本的にはまさに大学の自治の問題として各大学が決定すべき事柄のようにさえ思える。（274頁）

D 加藤一彦・坂口正二郎・只野雅人／編著

『フォーカス憲法―事例から学ぶ憲法基礎―』北樹出版2020年

3 2014年学校教育法改正と人事の自治の行方

(1) 教授会規程の法改正

教授会自治のコンセプトの凋落に伴って最も位置づけがあいまいとなってきたのは、本丸であったはずの（略）人事の自治である。（略）この傾向に拍車をかけたのが、2014年の大学ガバナンス改革と称される学校教育法等の改正であった。（略）／したがって、教員人事についても教授会審議の手続きをとるかは学長判断にゆだねられ、仮にとるとしても人事の最終決定権は学長に留保されることになるだろう。

（松田浩執筆，145～146頁）

E 柳瀬昇『憲法』新世社2023年

学長を中心とするトップダウン方式の管理運営体制が整備されたが、これは、国公立大学だけでなく私立大学にも適用される。（略）私立大学では、学長が経営面の権限を有する学校法人の理事長を兼務していないことが多く、理事長等が研究・教育について適切な判断を行えない場合、大学内部での自治の侵害が生じる場合がある。（101頁）

F 渡辺康行・宍戸常寿・松本一彦・工藤達朗『憲法Ⅰ』（第2版）

日本評論社2023年

* 2014年の学校教育法93条の改正により、大学の教授会の位置づけが明確にされた。しかし、それは教授会を学長の諮問機関のような地位

に置くというものであった。教員団の学長に対する自律性の確保を大学の自治の核心に見る立場からすれば、この改正は大学の自治を変質させてしまいかねないものといえる。(222頁)

強いて分類すれば

光本説に近い叙述 A

丹羽説に近い叙述 B D E F

不明 C

になるであろう。

別冊法学セミナー No. 237『新基本法コンメンタール教育関係法』2015年（学教法第93条解説。石川多加子執筆）が、憲法の教科書に大きく影響を与えたのかもしれない。

補論B 教授会は「合議制の機関」

文科省によると、教授会は合議制の機関である。

教授会については、専門的知見を持った教員から構成される合議制の審議機関であることを踏まえると、(略)教授会の審議を十分考慮した上で、学長が最終決定を行う必要がある。

(「大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」中教審大学分科会, 2014(平成26)年2月12日, 28頁)

学校教育法上の教授会は、教育研究に関する事項を審議するために置かれる合議制の機関です。

(「学校教育法及び国立大学法人法等の改正に関するQ & A」2014(平成26)年10月8日更新。文部科学省高等教育局大学振興課。https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakug/1353252.htm。2025年3月4日確認)

合議制の機関ということは、教授会が合議体であるということを意味する。「合議体」は、次のように説明される。

「合議体」

複数(少なくとも3人以上)の人員をもって組織し、その構成員の全会一致又は多数決により、その意思を決定する組織体をいう。複数の人員を有する機関でも、その各員が個々に職務を行い、必ずしも全体としての意思を合議により決定しないものは、合議体ではない(略)。／(略)国の機関についていえば、国会を始めとして、内閣、裁判所(裁判官会議)、人事院、会計検査院、各種の委員会、審議会等があり、地方公共団体についても、議会、選挙管理委員会、教育委員会、人事委員会等多くの例がある。(略)／合議体の機関に対するものは、独人制の機関であって、1人をもって機関を構成するものである、国についていえ

ば、各省大臣、各庁の長官等であり、地方公共団体についていえば、都道府県知事、市町村長等である。／(略)。

(『法令用語辞典』＜第11次改訂版＞学陽書房2023年
元内閣法制局長官林修三執筆、238～239頁)

教授会は、合議制の機関なので「その構成員の全会一致又は多数決により、その意思を決定する組織体」である。合議制の機関として意思決定したら、構成員全員が、それに拘束される。そうすると教授会の一員である学部長も、教授会の全会一致又は多数決の決定(合議体決定)に拘束される。それが教授会という合議体の意思だからである。学部長が教授会決定に従わない自由があると主張するためには、学部長が教授会のメンバーではないという理屈を立てるほかないであろう。

以下、私立大学の場合を想定しよう。

学長が、学部教授会の意思に反する命令(指示)を、「学部に関する校務をつかさどる」(学教法第92条⑤)学部長に行った場合、学部長は学長に従わなければならないであろうか。仮に、学部長が学部教授会の意思に反することをおこなったら、教授会は混乱する(筋を通す教授会の場合)。学園は混乱するのである。学園の混乱は、私学の経常費補助減額の理由になるから、理事会(理事長)は混乱を回避したいと思うだろう(財政豊かな私学は別かもしれない)。

学部長の取るべき方法は、2つしかない。教授会に従って学部長が折れるか(学長命令の無効化)、学長強権の前に屈するか(教授会無視)、である。

学長独裁のためには、教授会の意思に従わない学部長でなければいけない。

教授会の意思に従わない学部長は、どういう論理で正当化できるであろうか。

まず、教授会が学部長の諮問機関であるという主張は成立しない。学部長は、教授会の構成メンバーである。ふつう諮問機関は、諮問する者に対して相対的に自律性をもち、単一的意思を表明する合議制の機関である。諮問責任者が、諮問機関に所属している場合、それは諮問機関(国家行政組織法第8条の「審議会等」(重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験者を有する者等に合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関))ではない。

なお、政府の経済財政諮問会議(諮問・答申の責任者が総理大臣)は、国家行政組織法第8条の「審議会等」ではなく、内閣府設置法にもとづく政策重要会議であり、限られた例外である。合議制の諮問機関ではあるものの、行政法上の「審議会等」(国家行政組織法第8条)とは別物である(西川明子「審議会等・私的諮問機関の現状と論点」『レファレンス』2007年5月、参照)。

教授会が、仮に、学部長の指揮命令に従う組織であると説明するためには、大臣と＜事務次官以下事務職員＞の関係で説明しなければならない。その場合の用語は、補助機関である。

「補助」

一般的には、個人の事務、事業等を助けるという意味である。(略)

団体の意思を決定し、外部に表示する権限のある機関（国の場合、この機関を「行政官庁」と呼ぶことがある）に対し、これに附属し、その意思決定を補助する機関（職員）を「補助機関」と呼ぶ（地方自治法には2編7章2節3款の款名のほか、152条2項をはじめ多数の用例があり、生活保護法21条の見出しにも用例がある）。例えば、各省の事務次官、局長、課長以下の職員は、各省大臣の補助機関であり、委員会の事務局の事務局長以下の職員は、委員会の補助機関である。

（『法令用語辞典』＜第11次改訂版＞学陽書房2023年

元法制意見参事官植松守雄執筆，718頁）

ところで、教授会が学部長の補助機関であるという説明は存在しない。そうすると教授会は、学部長の諮問機関でも補助機関でもない、ということである。もし教授会が「合議制の機関」（文科省）であるというなら、学部長は、やはり教授会意思に拘束されなければならない。

教授会の意思決定に拘束される学部長と学長が対立したら、学長がどこかで折れて混乱を収拾するか、学長が理事会を巻き込んで、人事権を含む強権発動しかないのである。後者の場合、教授会の力が試される。

教授会が毅然とした態度をとる限り、学長は、事実上、各学部の意思に反した命令（指示）を学部長に対してできないということである。そうになると、法律上有する学長権限は、大学内部的には形式的なものにとどまり、実質的には対外的責任所在の明示のみ、ということになる。たとえば、不祥事などで、メディアの前で大学を代表して頭を下げるのが学長（あるいは大学経営問題であれば理事長）であるが、学長（理事長）は学内で支配権をふるうことはできない。

しかしこれは、残念ながら多くの実務家教員（官庁や企業から来た大学教員）にとって、理解しがたいようである。実務家教員の思考フォームは、公務員法や会社法に貫かれているトップダウンの組織論だからである。

補論C 私学の教授会と人事権—判決の評価をめぐって—

1. 甲南大学事件判決（大阪高判平10・11・26）

理事会は教授会決定（人事）を尊重するのが当然であるという通説に対して、判決では理事会の判断が優先するという結論になった、通説が否定された、そういうケースとして、しばしば引用されるのが甲南大学大阪高裁判決である。

鈴木勲編著『逐条学校教育法』（第9次改訂版。学陽書房2022年）は、次のようにのべている（以下、鈴木〔第9次〕）。

学校教育法が教授会を大学の必置機関とし、教育公務員特例法が教員人事に関する教授会権限を定めているのは、憲法から導かれる大学の自治の制度的保障という意義を有するものであった。（略）一方、私立大学については、従来より教育公務員特例法の定める人事上の保証は適用

されていなかったが、国公立大学との人事交流等が進む中で、多くの私立大学においても、国公立大学と同様に、教授会等の組織に人事権が認められるような慣行が形成されることとなったと考えられる。／国立大学が法人化され、また公立大学についてもその多くが法人化される中で、法律上、評議会や教授会に人事権が認められるのは法人化されていない公立大学のみとなっており、現在では、教授会の権限に関する法律上の適用関係については、国立大学及び法人化された公立大学については、私立大学と同様に、学校教育法のみが適用されることとなっている。／これまでの裁判例では、教員の人事に関する学校法人の業務決定が教授会の審議を経ていない場合及び教授会の意見と異なる場合の効力については、下級審レベルで異なる判断が示されている。

（鈴木〔第9次〕，919～920頁）

「教育公務員特例法が教員人事に関する教授会権限を定めているのは、憲法から導かれる大学の自治の制度的保障という意義を有する」というが、官僚解説本にしてはふみこんだ書き方をしているといえよう（本論文の3（2），参照）。私学については、国立大学の学問の自由、大学の自治の影響を受け、慣行として、教授会の人事権が確立したという。なんとも、心もとない書き方をしている。これについて、私の課題にさせていただき、ここではふれないことにする。

鈴木〔第9次〕は、私学の教授会の人事権について、下級審レベルで判断が分かれているという。

教授会の人事権を否定する判決として、鈴木〔第9次〕の指摘する判決が、甲南大学事件判決（大阪高判平10・11・26）である。

鈴木〔第9次〕は、判決の次の一節をコンパクトに引用しその証拠としている（921頁）。

被控訴人大学の人事に関する大学の自治は、寄附行為の定めるところにより、その業務決定機関である理事会に委ねられているのであって教授会にはその権限がなく、また学問の自由は各教員に保障されているとはいえ、そのことを根拠に、当然に、教員の解雇については教授会の解任決定が必要かつ有効要件であって、この決定が理事長の前記任免権限を羈束すると結論づけることは到底できない（略）

（『労働判例』No. 757，61頁）

中教審大学分科会の「審議のまとめ」も、同趣旨で甲南大学事件判決（大阪高判平10・11・26）にふれている。

（略）「大学の自治」の趣旨は、公権力から大学への不当な介入を排除するものと解されており、大学運営の範疇（はんちゅう）にある事項に、学部には所属する全ての教員が、意思決定に関与しなければならないということの意味するものではない³⁷。

（中教審大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について（審議のま

とめ)」2014(平成26)年2月12日, 29頁)。

上記が「審議のまとめ」本文である。注37(下欄の注)で、「審議のまとめ」は、私が抜き書きした判決の上記部分(『労働判例』No. 757, 61頁)をわざわざ引用している。

学説でも、同様の解釈を示すものがある。

学則に明記されていないことから教授会での審議を教員人事の要件になしえないとした西日本短大本訴事件(2008年10月21日福岡地裁判決)、甲南大学控訴事件判決(2008年11月26日大阪高裁判決)もあり、司法判断は分かれている。

(羽田貴史「戦後日本の学問の自由の制度化」(羽田貴史他『学問の自由の国際比較』岩波書店2022年, 176頁)

しかし、これは判決の誤読である(西日本短大本訴事件未検討)。甲南大学大阪高裁判決は、次のようにも述べている。

(懲戒解雇の対象となった当該教員の非違行為が右教員の担当する学術的専門分野において、あるいはこれに関連してなされた場合には、教授会において当該教員の非違行為が懲戒解雇に相当するものであるか否かを審議決議し、教授会として意見を具申すべき必要があると解されるところであり、したがって懲戒解雇の場合も(略)、任命の場合に準じて教授会が審議してその結果を学部長を通じて学長に意見を表明することができると解すべきである。)

(『労働判例』No. 757, 61頁)

すなわち懲戒解雇になった教員の行為は、学問教育と無関係な非違行為であり、単に職場(大学)に混乱をもたらした行為と認定され、ふつうの労働者解雇事例のケースという文脈で大阪高裁は判断している。

なおかつ、本件1審地裁判決(神戸地裁平10・3・27)の事実認定によると、学校法人は「再三にわたって経営学部教授会の意見を徴取(ママ)しようとし」、経営学部は数回にわたり審議したものの、「最終的に意見を集約」できなかったとされている(『労働判例』No. 757, 70頁)。つまり学校法人は、事実として、教授会の審議と判断をまとうしたが、教授会がまとまらなかったため、やむなく法人責任で解雇判断をおこなったということである。

そうすると、私学における教員人事権について、理事会判断が教授会に優越する判例のケースとして甲南大学大阪高裁判決を分類することは、強引に過ぎる解釈といえよう。

2. 私学の学問の自由と教員人事権

私学の教員人事をめぐる判決について、ていねいに検討する必要があるという事例を、もう1つ紹介する。

羽田は、自由権が私人間相互の関係では適用されないという考えから研究者の身分保障を国公立研究機関に限定する阪本昌成(『憲法理論Ⅲ』成文堂1995年)を批判し、たとえ

ば阪本の見解にそう判決として宮崎地裁判決を例にあげる。

判例としては、私人関係であることを理由に、退職後の教授を特任教授として採用することが理事会において否定された宮崎産業経営大学の事案に対し、憲法第23条の自由権の保障が私人間相互に適用できず、人事権の濫用に当たらないとした宮崎地裁判決（1995年9月1日）がある。（羽田貴史「戦後日本の学問の自由の制度化」（羽田貴史他

『学問の自由の国際比較』岩波書店2022年、176～177頁）

たしかに判決は、原告（教授）が憲法第23条を主張の根拠の1つにしているため、まず、自由権の基本権についての私人間適用および類推適用を否定している。しかしそれは、問題の中心となる論点で決着をつける前段として、とりあえず旧来の定説にもとづいて憲法判断を退けただけである。判決の核心はここにはない。

原告A教授は、退職後の再任用で特任教授となることが教授会等で承認された。ところが理事長は、A教授の評判を理由に再任用について難色を示す。教学側で決定した人事を理事会が覆すことに問題を感じた学部長B教授（特任教授）は、自身の任用更新を辞退し責任をとろうとした。またC特任教授も同調して、再任辞退を申し出た。有力なA、B、Cの3教授がいなくなることで、学部運営に支障が生じると不安を覚えた理事長が、3教授に「軽率だった」と詫びて慰留することになった。

1994（平成6）年3月11日、3教授は辞退撤回を学長に伝えた。これで円満解決になるはずだったが、A教授の行為を知った理事長は、激怒することになる。

A教授は、「特任教授辞退問題収拾策案」と題する文書を作成し、大学事務局長に提出していた（3月5日）。そこで「個人理事長は大学人事に介入しない」と書かれていた。

また3月10日に開催された教授会において、A教授とB学部長は、理事長が「教員人事に介入して申し訳ない」との趣旨の謝罪をおこなったという、事実に反する報告（虚偽報告）をした。

以上を知った理事長は、3教授の再任用を認めたら理事長の人事権が今後一切否定されてしまうと判断し、3月16日の理事会で多数決をもって3教授の人事を否定した。

論点は他にもあるが、私学の学問の自由・大学の自治に関わって、ここで3点指摘しておく。

（1）教学側の決定を理事会が覆した問題

大学教員の人事権は、学問の自由・大学の自治から、教授会の判断が尊重されなければいけないという原則を、宮崎地裁判決も認めている。判決は、次のように述べている。

理事会が（略）不任用を決定したことは、従前の経緯や教学担当者側の意向を軽視したやや軽率な判断であることの批判は免れない。

（TKC Law Library）

(2) 理事会（理事長）の人事権

理事会は、雇用する側である。雇用に関して、法律上、決定権（形式的決定権）を有するのは当然であろう。理事会（理事長）に、雇用の決定権がないというのは言い過ぎと考える。たとえば、ある教授が、職責とは無関係な問題で何らかの社会的重大犯罪を犯した場合、教授会の審議を経ずに、理事会が解雇決定を下しても、教授会は抗議しないだろう。教員人事について、理事会が教学側の判断を尊重する、それが学問の自由・大学の自治の原則というべきである。

しかし宮崎産業経営大学のA教授による理事長権限に関わる文章、そして教授会における虚偽報告について、理事長は、将来の学園運営に混乱が生じる危険を感じたのである。この理事長の大学経営判断について、地裁判決は教授会権限に配慮しつつも、正当性を認めた。

以上から、宮崎地裁判決を、私大教員人事をめぐる憲法第23条解釈ケースとして扱うことは、誤りとはいえないまでも、あえて「学問の自由」に関わる判決例に位置づける意味はないと考える^(注)。

(注) 宮崎産業経営大学は、現在も、「学問の自由」というより、ふつうの常識が問われる大学経営をしているようである。同大法学部の40代男性P教授と30代女性Q助教が、職場結婚したことを理由に、学長から雇い止めを通告されたなどとして、大学を運営する大淀学園と同学園理事長兼同大学長に地位確認や慰謝料計100万円などを求め、宮崎地裁に提訴した（2025年2月19日付。3月12日宮崎市で開いた会見で問題が公に）。訴状によると、2024年7月11日、結婚したことをP教授が学長（＝理事長）に報告したところ、学長は不快感を示した。学長は、同月16日Q助教を24年度末で雇い止めにすると通告した。Q助教は、異議を唱え契約更新を申し出ている。2人の結婚問題は、同大学の懲戒審査委員会（委員長＝学長）の議案となった。懲戒審査委員会委員長として学長が2人に送った文書（懲戒に当たる内容を示す）には、「小規模な大学なので、夫婦共働きは当人の了解を得た上で遠慮いただくという不文律がある」との注釈があったという。2人は、宮崎地裁に提訴後の25年2月26日付で、戒告の懲戒処分（P教授は大幅な減給を伴う准教授への降格、Q助教は事務職員への配置転換）となる。懲戒理由として、大学側はQ氏が学生だった頃から2人は不適切な関係にあった上、P教授が大学側に直談判してQ氏を教員に採用させたとも主張している。原告（P & Q）は、職場結婚などによる雇い止めは労働契約法などに違反し、懲戒処分の理由については「事実無根」などと訴えた。原告の提訴を受け、大学は「本事案は（2人が）学園の秩序・規律を乱した重大な規律違反の問題」などとするコメントを発表した。問題が明らかになって以降、同大学の学生らがオンライン署名を呼びかけるなど、処分の撤回を求める運動も起き、Q助教や代理人弁護士のもとに激励が多数寄せられている。その後、3月21日、宮崎地裁で和解が成立した。原告側弁護士によると、Q助教の雇い止めのほか、2人への懲戒や降格処分、配置転換を大学側が撤回し、さらに同大学は県内唯一の法学部がある大学として、女性教職員の良好な就労環境を整え、健全な大学運営に向けて努めるよう約束することも和解に盛り込まれているという。なお大学側弁護士は、「和解はしたが、詳細は明らかにしない」と述べている（参照：『宮崎日日新聞』25年3月13日付、3月22日付／『読売新聞』25年3月14日付／『朝日新聞』25年3月21日 <https://www.asahi.com/articles/AST3P3RZHT3PTNAB00BM.html> 2025年3月22日閲覧／『赤旗』25年3月27日付）。

(3) 学問の自由の私人間効力

鈴木〔第9次〕は、三菱樹脂事件最高裁大法廷判決（昭和48年12月12日）を参照し、最高裁判例は、憲法の自由権的基本権の保障規定が、「私人間の関係を直接規律するものではないとのとの立場を明示」しているとし、学生については、昭和女子大事件（昭和49年7月19日第三小法廷判決）、大学教員については、甲南大学事件（大阪高判平10・11・26）を指摘する。

そのうえで鈴木〔第9次〕は、私立大学教員の「学問の自由」の保障について、以下のように語る。

私立大学の教員にも、学問研究の自由、研究結果の発表の自由、教授の自由は保障され、また、新たに法93条第2項各号で規定された事項については、教授会における審議に付すことが求められるが、私立大学における大学の自治は、私立大学とその設置者である学校法人とを一体としてとらえて、その自主的組織と自主的運営、そこで行われる教育研究について、国がその自由を保障し、干渉しないことをいうものと解される。／この点を敷衍すると、国立大学法人や公立大学法人についても、同様の論理が適用されることが考えられるが、この点についての裁判例は示されておらず、今後の検討課題である。

（鈴木〔第9次〕、922頁）

つまり設置者である法人（理事会）との関係で、私学教員は「学問の自由」を語れないというニュアンスを感じる。これは、有力な古い学説（法学協会編『注解日本国憲法』有斐閣、上巻1953年、下巻1954年）をふまえているためと思われる。

三菱樹脂事件最高裁大法廷判決（昭和48年12月12日）が、人権の私人間効力を否定したとはいえ、最高裁は判決において、私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条、不法行為に関する諸規定などの適切な運用によって人権の保護を図ろうとしてきている。その場合、「社会的に許容しうる限度」がどういう水準なのかが論点になる（松井茂記『日本国憲法』（第4版）（有斐閣2022年、310～314頁）、佐藤幸治『日本国憲法論』（第2版）（成文堂2021年、184～189頁）、芦部信喜・高橋和之補訂『憲法』（第8版）（岩波書店2023年、113～121頁）参照）

昭和女子大事件（昭和49年7月19日第三小法廷判決）も、私人間効力の否定が判断の根拠になっているのではなく、退学処分が「社会通念上合理性を欠くものであるとはいいがた」い、という説明になっている。つまり「社会通念」の理解が変われば、判断が変わるということである（戸松秀典・初宿正典編著『憲法判例』（第8版）有斐閣2022年、35～36頁）。